

市営住宅家賃減免事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、半田市営住宅条例(平成9年半田市条例第47号(以下「条例」という。))第17条の規定に基づき、市営住宅入居者が次条の各号のいずれかに該当する場合、その者の家賃を減免するために必要な事項を定める。

(減免対象者)

第2条 家賃の減免の対象者は、市営住宅入居者で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生活保護法による住宅扶助料の受給者で、家賃額が同法の規定による住宅扶助額を超えるもの
- (2) 生活保護法による住宅扶助料の受給者で、疾病等による入院加療のため住宅扶助料の支給を停止されたもの
- (3) 生活保護法による住宅扶助料の受給者以外の者で、入居者及び同居者の所得月額(公営住宅法施行令第1条第3号の規定に準じて算出した額。以下同じ。)が52,000円以下であるもの
- (4) 震災、風水害、火災、その他天災地変で災害を受けた者
- (5) 前各号に準ずる者及び特別の事情により市長が必要と認めた者

(減免額)

第3条 前条第1号に該当する者については、住宅扶助額を超える額を減免する。

- 2 前条第2号に該当する者については、住宅扶助料の支給を停止された期間中の家賃額を免除する。
- 3 前条第3号に該当する者については、次に掲げる表の左欄の区分に応じ右欄の率を家賃額に乗じて算出した金額を減免する。ただし、減免すべき金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。

所得月額	減免率
26,000円を超え、52,000円以下の場合	30パーセント
26,000円以下の場合	50パーセント

4 前条第4号に該当する者については、次の各号のいずれかにより減免する。

(1) 当該市営住宅が床上浸水等住宅の損傷が著しいため、市長が使用不能と認定した場合は、その認定期間に応じた家賃を免除する。

(2) 当該市営住宅が床上浸水等住宅の損傷が著しいため、市長が使用するに不便と認定した場合は、その認定期間に応じた家賃の50%を減免する。

なお、端数の処理については、前項ただし書の規定を準用する。

5 その他市長が特に必要と認めた場合は、前各号に準じて減免する。

(申請の手続き)

第4条 家賃の減免を申請しようとする入居者(入居決定者を含む。)は、市営住宅家賃減額・減免申請書(様式減免1)に次に掲げる書類を添付して、市営住宅管理担当課に提出する。

(1) 第2条第1号及び第2号の規定により減免を受けようとする者にあつては、市の福祉事務所の発行する証明書(様式減免7)

(2) 第2条第3号の規定により減免を受けようとする者にあつては、次に掲げるもの

イ 給与所得者にあつては、給与支払者の発行する証明書

ロ 事業所得者にあつては、事業所得証明書

ハ 年金、恩給等を受給している者にあつては、最近の受給を証するもの又はその写し

ニ 退職・失業中等の者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し又は退職を証するもの

(3) 第2条第4号の規定により減免を受けようとする者にあつては、関係機関のその事実を証明する書類

(4) その他、市長が必要と認める書類

(審査及び通知書の作成等)

第5条 市長は、申請書等を受理した場合には、速やかに審査し、必要と認められる場合は実態調査を行い、市営住宅家賃減額・減免決定通知書(様式減免2)又は市営住宅家賃減額・減免申請却下通知書(様式減免3)、及び市営住宅家賃減額・減免対象者一覧(様式減免4)を作成する。

(通知書の送付)

第6条 市長は、前条の通知書を申請者に送付する。

(減免期間)

第7条 減免の期間は、市が月の15日までに申請書を受理した場合には受理した日の属する月の翌月から、16日以降に受理した場合は翌々月から、減免を開始した月の属する年度の末(年度途中で減免対象でなくなった場合はその月)までとする。

ただし、入居指定日以前に受理した場合は入居指定日からとし、また退去した場合に

はその日までとする。

2 第2条第4号に該当する者については、第3条第4項各号の市長の認定期間とする。

(減免の更新期間)

第8条 減免の期間満了後引き続き減免措置を受けようとする者は、減免期間が満了する日の属する月の前々月末までに、あらためて第4条の申請手続をとらなければならない。

(減免者の届出義務)

第9条 減免措置を受けた者(以下「減免者」という。)は、減免事由が消滅した場合には、速やかに市営住宅家賃減額・減免事由消滅届(様式減免5)を市営住宅管理担当課に提出しなければならない。

(減免終了の通知)

第10条 市は、前条の届を受理し又は減免者が減免の対象でなくなったことが判明した場合は、市営住宅家賃減額・減免終了通知書(様式減免6)で減免者に通知しなければならない。

(他の減免制度との併用適用)

第11条 この市営住宅家賃減免制度は、条例第40条及び第41条の規定に基づく建替減免等制度と併せて適用する。この場合、当該制度による減免後の家賃に当制度に基づく減免を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第4条の手続については同年3月31日までに申請したものについては、同年4月分の家賃から減免するものとする。
- 2 平成7年10月1日付け施行の「市営住宅家賃・割増賃料の減免及び徴収猶予事務取扱要領」は廃止する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。